

①

令和2年11月19日

正組合員 各位

球磨川漁業協同組合  
代表理事組合長 堀川泰注  
(公印省略)

### お知らせと報告

晩秋の候、組合員様におかれましては益々ご盛栄の事とお喜び申し上げます。  
日頃より組合の事業運営に対し御理解、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和2年8月26日付のお知らせと報告の中で、令和2年7月4日の豪雨災害による仮設住居住まいの状況及び新型コロナウイルスの感染拡大等の諸事情を鑑み、任期満了に伴う総代の改選を行うのは困難な状況と判断しました。

従って、5月に任期満了になる総代の改選を暫定9ヶ月間(令和3年2月末日)の延期を行い、その後に感染拡大が収まらない様でしたら更に延期も考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

#### ※総代の処遇

- 1) 令和3年2月末日まで暫定総代とする
- 1) 9ヶ月間の総代手当は定額の9/12を支給する
- 1) 9ヶ月間は総代としての職務を行うこととする

PDF  
03-6790-9692  
3 2

②

令和2年11月19日

正組合員 各位

球磨川漁業協同組合  
代表理事組合長 堀川 泰注  
(公印省略)

臨時総会開催について(ご案内)

晩秋の候、組合員様におかれましては益々ご盛栄の事とお喜び申し上げます。

さて、熊本県常例検査の指摘事項を踏まえ、ご案内の通り臨時総会を開催致します。本来、組合員様のご意見をお聞きしたい所ですが、新型コロナウイルスの感染防止の為、出来るだけ書面議決書で投票を行って頂きますよう、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 令和2年11月30日(月)午前10時00分  
(受付時間 午前9時15分から午前9時50分まで)
2. 場 所 八代市千丁文化センター パトリア千丁 (TEL0965-46-1888)
3. 議 案 *総会会場は関係地区外です。*  
第1号議案 定款(役員選任規程及び総代選挙規程含む)一部改正について  
第2号議案 規約一部改正について

附帯決議

本日の決議事項中、行政庁の指示及び誤字による変更修正は理事会に一任する。

報告事項

常例検査指摘事項に関する報告書

提案理由

熊本県常例検査で定款及び規約の不具合を訂正するよう指摘を受けましたので、定款及び規約の一部改正を行うと共に、組合員が1,035名に減少した現在におきまして総代制は当組合の財政に大きな負担となっており、また総会で組合員の意思決定を行った方が、組合員の皆様の意見を反映した組合運営が行う事が出来ます。

つきましては、総代制が廃止になった場合には令和2年3月13日付で組合員の皆様に周知させて頂いた下記の内容で組合運営を進めて参ります。

1. 組合員の賦課金を6,000円から4,000円に下げます。
1. 事務的作業は各部会に地区役員を数名配置する。
1. 通知や申請については、事務所から直接案内する。
1. 刺網の行使料を60,000円から50,000円に下げます。

注意事項

※書面議決書は署名、捺印をされ、総会の前日11月29日(日)まで漁協事務所に到達する事とする。

※出席の際は組合員証か身分証明書(運転免許証・健康保険証)をご持参下さい。

※書面議決書は正組合員の大事な議決権です、取り扱いには十分注意して下さい。

※マスク着用の無い方は会場に入場出来ません。

改正後	現 行
<p>目次 第1章～第5章 (略) (削除) 第6章～第9章 (略)</p> <p>(加入) 第9条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出し、<u>合わせて事務手数料5,000円を納めなければならない。</u>ただし、法人の場合にあっては、定款、最近作成された貸借対照表及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) 2～3 (略) 4 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項本文及び第2項の規定を準用する。<u>ただし、第1項本文の事務手数料の納付は不要とする。</u></p> <p>(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止) 第13条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会招集の通知を発した日から総会の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。</p> <p>(総会の議決事項) 第37条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (7) 事業の全部の譲渡又は第2条第4号の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部若しくは一部の譲渡</p>	<p>目次 第1章～第5章 (略) 第5章の2 <u>総代会(第45条の2～第45条の4)</u> 第6章～第9章 (略)</p> <p>(加入) 第9条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。ただし、法人の場合にあっては、定款、最近作成された貸借対照表及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) 2～3 (略) 4 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項本文及び第2項の規定を準用する。</p> <p>(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止) 第13条 この組合は、前条の加入の場合を除き、<u>総会招集又は総代の選挙の通知を発した日から総会又は総代の選挙の投票の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。</u></p> <p>(総会の議決事項) 第37条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (7) 事業の全部の譲渡又は第2条4号の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部若しくは一部の譲渡</p>

23

球磨川漁業協同組合定款の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(8) ~ (15) (略) 2 (略)</p> <p>(総会の定足数) 第38条 総会は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、第43条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第28条の2第1項の規定による役員改選の請求、第41条に規定する事項及び役員選任以外の事項については、正組合員の4分の1以上の出席をもって議事を開いて議決することができる。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除)</p>	<p>(8) ~ (15) (略) 2 (略)</p> <p>(総会の定足数) 第38条 総会は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、第43条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、<u>法</u>第28条の2第1項の規定による役員改選の請求、第41条に規定する事項及び役員選任以外の事項については、正組合員の4分の1以上の出席をもって議事を開いて議決することができる。</p> <p><u>第5章の2 総代会</u> <u>(総代会)</u> <u>第45条の2 この組合は、総会に代わるべき総代会を設置するものとする。</u> <u>2 総代は正組合員でなければならない。</u> <u>3 総代の定数は100人とし、次の各区ごとにその区に住所(この組合の地区内に住所を有しない法人にあっては、あらかじめこの組合に届け出た事務所。以下この条において同じ。)のある正組合員がその地区に住所のある正組合員の中から選挙するものとする。</u></p> <p>第1地区(水上)1名 第2地区(湯前)3名 第3地区(多良木)2名 第4地区(岡原)1名 第5地区(久米)1名 第6地区(上村)1名 第7地区(免田)2名 第8地区(黒肥地)1名 第9地区(須恵)4名 第10地区(深田)2名 第11地区(五木)5名 第12地区(四浦)2名 第13地区(川村)4名 第14地区(西ノ村)2名 第15地区(木上)2名 第16地区(一武)1名 第17地区(山江)1名 第18地区(人吉)6名 第19地区(西瀬)3名 第20地区(中原)2名 第21地区(渡)4名 第22地区(一勝地)4名 第23地区(神瀬)6名 第24地区(大野)4名</p>

球磨川漁業協同組合定款の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
(削除)	<p>第25地区(吉尾)1名 第26地区(旧百済米)2名 第27地区(旧上松球麻)6名            第28地区(旧下松球麻)6名 第29地区(高田)5名 第30地区(宮地)4名            第31地区(太田郷)5名 第32地区(八代)3名 第33地区(植柳)2名            第34地区(千反)2名</p> <p>4 総代は、<u>附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。</u></p>
(削除)	<p>(総代の任期)</p> <p>第45条の3 総代の任期は、3年とし、<u>前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙(定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。)及び法第125条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。</u></p>
(削除)	<p>2 前項の規定による選挙が、総代の全員に係るときは、その任期は、<u>前項ただし書の規定にかかわらず3年とし、就任の日から起算する。</u></p>
(削除)	<p>(議決権等)</p> <p>第45条の4 総代は各1個の議決権を有する。</p> <p>2 総代会には、<u>總會に関する規定を準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>この場合において、第36条第2項第2号及び第3号中「正組合員」とあるのは「正組合員又は総代」と、第43条第3項中「その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「4人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 総代会においては、<u>前項の規定にかかわらず、役員若しくは総代を選挙し、組合の解散若しくは合併又は事業の全部の譲渡若しくは第2条第4号の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部の譲渡について議決することができない。</u></p>

球磨川漁業協同組合定款の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(削除)</p> <p>(理事会の議決事項)            第48条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。            (1)～(2) (略)            (3) 役員<del>の選出</del>に関する事項            (4)～(12) (略)            2 (略)</p> <p>(余裕金の運用)            第52条 この組合の余裕金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。            (1)～(5) (略)            2 第1項第1号の規定により余裕金を預け入れる銀行、信用金庫又は農業協同組合、同項第2号の規定により余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券並びに同項第3号から第5号までに掲げる債券、金銭信託及び受益証券の種類については、総会の議決を経て定めなければならない。</p> <p>附則  <u>この定款は、行政庁の認可のあった日(令和 年 月 日)から、効力を生ずる。</u></p>	<p>4 <u>総代会において既に議決した事項については、総代会の議決の日から3ヶ月以内に開催された総会において、更にこれについて議決することができる。この場合、総会において総代会と異なる議決をしたときは、以後その議決によるものとする。</u></p> <p>(理事会の議決事項)            第48条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。            (1)～(2) (略)            (3) 役員及び総代の選出に関する事項            (4)～(12) (略)            2 (略)</p> <p>(余裕金の運用)            第52条 この組合の余裕金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。            (1)～(5) (略)            2 第1項第1項の規定により余裕金を預け入れる銀行、信用金庫又は農業協同組合、同項第2号の規定により余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券並びに同項第3号から第5号までに掲げる債券、金銭信託及び受益証券の種類については、総会の議決を経て定めなければならない。</p> <p>(新設)</p>

球磨川漁業協同組合定款附属書役員選任規程の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後			現行		
(別表)			(別表)		
区分	区域	推薦会議員	区分	区域	推薦会議員
上球磨部会	<u>水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町</u>	4名	上球磨部会	水上、湯前、多良木、岡原、久米、上村、免田、黒肥地、須恵、深田	4名
下球磨部会	<u>五木村、相良村、錦町、山江村、人吉市、球磨村</u>	8名	下球磨部会	五木、四浦、川村、西ノ村、木上、一武、山江、人吉、西瀬、中原、渡、一勝地、神瀬	8名
下流部会	<u>八代市坂本町、葦北郡芦北町(ただし、大字田浦、大字田浦町、大字小田浦、大字海浦、大字横居木、大字波多島及び大字井牟田の地区を除く)</u>	4名	下流部会	大野、吉尾、旧百済来、旧上松求麻、旧下松求麻	4名
八代市部会	<u>八代市(ただし、坂本町、千丁町、鏡町及び東陽町を除く)</u>	4名	八代市部会	高田、宮地、太田郷、八代、植柳、千反	6名
<p><b>附則</b>  <u>この定款は、行政庁の認可のあった日(令和 年 月 日)から、効力を生ずる。</u></p>			<p>(新設)</p>		

球磨川漁業協同組合定款附属書総代選挙規程の改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(廃止)</p>	<p><u>球磨川漁業協同組合定款附属書総代選挙規程</u></p>



球磨川漁業協同組合規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>5 <u>正組合員が、書面による議決権を行使しようとするときは、通知された総会の開会までに、その書面（別紙様式第2）を組合に提示しなければならない。</u></p>	<p>5 <u>組合が、書面による議決権を行使しようとするときは、通知された総会の会日の前日までに、その書面（別紙様式第2）を組合に提示しなければならない。</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第13条 組合長は、<u>定款第36条第5項の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、定款第28条の2第1項の規定による役員改選の請求、定款第41条に規定する事項及び役員選任を除き、緊急を要する事項については追加議案を提出することができる。</u></p>	<p>第13条 組合長は、<u>あらかじめ通知した議案のほか、役員改選の請求および定款43条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については追加議案を提出することができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第14条 出席した<u>正組合員は、定款第36条第5項の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、定款第28条の2第1項の規定による役員改選の請求、定款第41条に規定する事項及び役員選任を除き、緊急を要する事項について動議を提出することができる。</u></p>	<p>第14条 出席した組合員は、<u>役員改選の請求および定款第43条に規定する事項を除き、緊急を要する事項について動議を提出することができる。</u></p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>第17条 出席した<u>正組合員は、必ず議決に加わらなければならない。ただし、出席者の一身上に関する場合には、当該正組合員はその議決に加わることができない。</u></p>	<p>第17条 出席した組合員は、必ず議決に加わらなければならない。ただし、出席者の一身上に関する場合には、当該正組合員はその議決に加わることができない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(削除)  (削除) (削除) (削除)</p>	<p>第20条 <u>議事録には、次にかかげる事項を記載し、議長および出席した理事全員が署名または記名押印するものとする。</u>  <u>(1) 総会の種類</u>  <u>(2) 総会招集の通知年月日</u>  <u>(3) 開会の日時および場所</u></p>

(5)

改正後	現 行
<p>目次 第1章～第2章 (略) 第3章 総会 (削除) (削除) 第4章～第7章 (略)</p> <p>(改廃) 第2条 この規約の改廃は、総会の議決を経てこれを行う。</p> <p>(内容の解釈) 第3条 この規約の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は総会の決するところによる。ただし緊急やむを得ない事項については理事会においてこれを決定し、次の総会においてその承認を得るものとする。</p> <p>(賦課金の納入) 第4条 組合員は、総会で決定された期日まで、賦課金を組合に納入しなければならない。</p> <p>第3章 総会 第9条 出席した正組合員または正組合員の代理人が中退しようとするときは、議長にその旨を届け出なければならない。 2 (略) 3 正組合員は、代理人により議決を行使しようとするときは、委任状を代理人に交付しなければならない。 4 (略)</p>	<p>目次 第1章～第2章 (略) 第3章 <u>総会及び総代会</u> 第1節 <u>総会</u> 第2節 <u>総代会</u> 第4章～第7章 (略)</p> <p>(改廃) 第2条 この規約の改廃は、<u>総会または総代会</u>の議決を経てこれを行う。</p> <p>(内容の解釈) 第3条 この規約の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は<u>総会または総代会</u>の決するところによる。ただし緊急やむを得ない事項については理事会においてこれを決定し、次の<u>総会または総代会</u>においてその承認を得るものとする。</p> <p>(賦課金の納入) 第4条 組合員は、<u>総会または総代会</u>で決定された期日まで、賦課金を組合に納入しなければならない。</p> <p>第3章 <u>総会および総代会</u> 第9条 出席した正組合員または正組合員の代理人が中退しようとするときは、議長にその旨を届け出なければならない。 2 (略) 3 組合員は、代理人により議決を行使しようとするときは、委任状を代理人に交付しなければならない。 4 (略)</p>

球磨川漁業協同組合同規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(削除) (削除)  (削除) (削除) (削除)  (削除) (削除)</p>	<p>(4) <u>総会当日における正組合員の数</u> (5) <u>総会に出席した正組合員の数および代理人または書面により議決権を行使した正組合員の数</u> (6) <u>議事の経過の要領と議決した事項および賛否の数</u> (7) <u>閉会の日時</u> (8) <u>その他、議長が必要を認めた事項</u></p> <p>第2節 総代会 第21条 <u>総代会には、総会に関する規定を準用する。ただし、第14条3項中10人とあるのは3人と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第1節 理事会 第20条 <u>組合長は、原則として2ヶ月に1回定例理事会を招集する。</u> 2 <u>理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。</u> 3 <u>前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。</u> 4 <u>組合長は、必要と認めるときは臨時理事会を招集することができる。</u></p> <p>第21条 <u>組合長は、理事会を招集しようとするときは、その会日から3日前までに日時、場所および会議の目的たる事項を各理事に通知してこれをしなければならない。ただし、緊急やむをえないときはこのかぎりでない。</u> 2 (略)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>第1節 理事会 第22条 <u>組合長は、原則として2ヶ月に1回定例理事会を招集する。</u> 2 <u>組合長は、理事の3分の1以上の者から会議の目的を明らかにして、理事会の招集請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。</u> (新設) 3 <u>組合長は、必要と認めるときは臨時理事会を招集することができる。</u></p> <p>第23条 <u>組合長は、理事会を招集しようとするときは、その会日から5日前までに日時、場所および会議の目的たる事項を各理事に通知してこれをしなければならない。ただし、緊急やむをえないときはこのかぎりでない。</u> 2. (略)</p> <p>第24条 (略)</p>

球磨川漁業協同組合同規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>	<p><u>第25条 組合長は、理事会開催の都度遅滞なく議事録を作成する。</u>  <u>2 前項の議事録には、次の事項を記載して、出席した理事全員がこれに署名または記名押印しなければならない。</u>            ①理事会の種類            ②開会の日時および場所            ③出席した理事の氏名            ④議事の経過の要領            ⑤議決した事項および可否の数ならびに否決した理事の氏名            ⑥閉会の日時            ⑦その他組合長が必要と認めた事項</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第26条 (略)</p>
<p>第2節 代表監事  <u>第24条 監事は、代表監事1名を互選するものとする。</u>            (削除)</p>	<p>第2節 代表監事  <u>第27条 監事は、代表監事1名を互選するものとする。</u>  <u>2 代表監事は、水産業協同組合法第37条および第40条の規定により、監事が行う事項について組合を代表するものとする。</u></p>
<p>第25条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第29条 (略)</p>
<p>第5章 部会  <u>第27条 この組合は次の部会をおく。</u>            1 上球磨会  <u>水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町</u></p>	<p>第5章 部会  <u>第30条 この組合は、定款第5条の定めるところにより次の部会をおく。</u>            1 上球磨部会  <u>第1地区(水上) 第2地区(湯前) 第3地区(多良木)</u>  <u>第4地区(岡原) 第5地区(久米) 第6地区(上村)</u>  <u>第7地区(免田) 第8地区(黒肥地) 第9地区(須恵)</u></p>

12

(7)

球磨川漁業協同組合同規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>2 下球磨部会 五木村、相良村、錦町、山江村、人吉市、球磨村</p>	<p>第10地区(深 田) 2 下球磨部会 第11地区(五 木) 第12地区(四 浦) 第13地区(川 村) 第14地区(西ノ村) 第15地区(木 上) 第16地区(一 武) 第17地区(山 江) 第18地区(人 吉) 第19地区(西 瀬) 第20地区(中 原) 第21地区( 渡 ) 第22地区(一勝地) 第23地区(神 瀬)</p>
<p>3 下流部会 八代市坂本町、葦北郡芦北町(ただし、大字田浦、大字田浦町、大字小田浦、大字海浦、大字横居木、大字波多島及び大字井牟田の地区を除く)</p>	<p>3 下流部会 第24地区(大 野) 第25地区(吉 尾) 第26地区(旧百済末) 第27地区(旧上松末) 第28地区(旧下松末)</p>
<p>4 八代市部会 八代市(ただし、坂本町、千丁町、鏡町及び東陽町を除く)</p>	<p>4 八代市部会 第29地区(高 田) 第30地区(宮 地) 第31地区(太田郷) 第32地区(八 代) 第33地区(植 柳) 第34地区(千 反)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>
<p>第29条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>第30条 部会には、部会長のほか、部会規約に定める部会役員をおく。 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第33条 部会には、部会長のほか、部会規約に定める部会役員をおく。 2 部会長は、その地区出身の理事の中から部会総代会が選任し、会務を掌握する。</p>
<p>第31条 職員を更迭したときは、遅退なく事務引き継ぎ書を作成しなければならない。</p>	<p>第34条 部会総代会は、その地区に所属する組合の理事、監事および総代全員をもって構成する。</p> <p>第35条 組合長、専務理事が更迭したときは、遅退なく事務引き継ぎ書を作成しなければならない。</p>

13



球磨川漁業協同組合規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
(削除)	2 職員の更迭の場合は前項の規定を準用する。
第32条 (略)	第36条 (略)
第33条 (略)	第37条 (略)
第34条 (略)	第38条 (略)
第2節 事業	第2節 事業
第35条 組合は漁業権を管理し、増殖に関する事業は理事会の計画に基づいてこれを行い、組合員をして次に掲げる共同事業を行わせることができる。	第39条 組合は漁業権を管理し、増殖に関する事業は理事会の計画に基づいてこれを行い、組合員をして共同事業を行わせることができる。
(1) 補殖、増殖 (略)	(1) 補殖、増殖 (略)
(2) 繁殖保護	(2) 繁殖保護
① 鮎の人工ふ化 (削除)	① 鮎の人工ふ化
② はえの人工産卵場	② はえの人工産卵場
③ うぐい、鰻その他の魚種の保護対策	③ わかさぎの人工ふ化
(3) 放流 (略)	(3) 放流 (略)
(4) 中間育成施設事業	(4) 中間育成施設事業
① 鮎の中間育成施設 (削除)	① 鮎の中間育成施設
② その他の漁業および魚種育成施設	② 鰻の中間育成施設
③ その他の漁業および魚種育成施設	③ その他の漁業および魚種育成施設
2~4 (略)	2~4 (略)
第36条 (略)	第40条 (略)
第37条 (略)	第41条 (略)
第3節 会計	第3節 会計
第38条 理事会は、毎事業年度事業計画に基づいて損益計画を編成し、事業計画とともに総会の承認を得るものとする。	第42条 理事会は、毎事業年度事業計画に基づいて損益計画を編成し、事業計画とともに総会または総代会の承認を得るものとする。



14

球磨川漁業協同組合規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
2 (略)	2 (略)
<p>第39条 賦課金は、組合員に対し組合員別、漁種別割りとするほか、特に必要がある場合は、組合員の一部または全部に対して総会の承認を得て特別の賦課をすることができる。</p>	<p>第43条 賦課金は、組合員に対し組合員別、漁種別割りとするほか、特に必要がある場合は、組合員の一部または全部にたいして総会または総代会の承認を得て特別の賦課をすることができる。</p>
2~3 (略)	2~3 (略)
<p>4 遊漁料、行使料等の徴収については、別に定める遊漁料、行使料徴収手数料支給規程に基づき徴収手数料を支給する。</p>	<p>4 賦課金、遊漁料、行使料等の徴収については、別に定める賦課金、遊漁料、行使料徴収手数料支給規程に基づき徴収手数料を支給する。</p>
<p>5 役員、地区役員及び監視員は、徴収した遊漁料を郵便振替その他の方法により本組合に払い込むものとする。</p>	<p>5 総代・監視員は、徴収した賦課金および遊漁料を振替郵便その他の方法により、納付書を添えて本組合に払い込むものとする。</p>
第40条 (略)	第44条 (略)
第41条 (略)	第45条 (略)
第42条 (略)	第46条 (略)
<p>第43条 第41条に定める職員(参事・会計主任)は、次に定める区分に従い業務に従事する。</p>	<p>第47条 第45条に定める職員(参事・会計主任)は、次に定める区分に従い業務に従事する。</p>
2~6 (略)	2~6 (略)
第44条 (略)	第48条 (略)
第45条 (略)	第49条 (略)
第46条 (略)	第50条 (略)



15

球磨川漁業協同組合同規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p><u>附則</u> この規約の規定による業務の執行に当たって急務を要する事項でこの規定にないものは理事会の決定に基づいて施行し、次の<u>総会</u>の承認を求めるものとする。前項の承認がなかったときは、その決定は将来に向かってその効力を失うものとする。</p> <p>この規約は平成3年12月12日から施行する。 この規約は令和 年 月 日から施行する。</p>	<p><u>付則</u> <u>第51条</u> この規約の規定による業務の執行に当たって急務を要する事項でこの規定にないものは理事会の決定に基づいて施行し、次の<u>総代会</u>の承認を求めるものとする。前項の承認がなかったときは、その決定は将来に向かってその効力を失うものとする。</p> <p><u>第52条</u> この規約は平成3年12月12日から施行する。 (新設)</p>





球磨川漁業協同組合同規約の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

改正後	現 行																																													
<p>(様式第2)</p> <p style="text-align: center;">書面議決書</p> <p>私は、球磨川漁業協同組合の令和 年 月 日開催の総会招集通知記載の議案について、次の通りこの書面をもって議決権を行使します。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛・否</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛・否</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛・否</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛・否</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛・否</td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">正組合員 _____ (印)</p> <p>球磨川漁業協同組合 御中</p>	議案第1号	の件	原案に	賛・否	議案第2号	の件	原案に	賛・否	議案第3号	の件	原案に	賛・否	議案第4号	の件	原案に	賛・否	議案第5号	の件	原案に	賛・否	<p>(様式第2)</p> <p style="text-align: center;">書面議決書</p> <p>私は、球磨川漁業協同組合の平成 年 月 日開催の第 回総会・総代会招集通知記載の議案について、次の通りこの書面をもって議決権を行使します。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>の件</td> <td>原案に</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">組合員 _____ (印)</p> <p>球磨川漁業協同組合 御中</p>	議案第1号	の件	原案に	賛	否	議案第2号	の件	原案に	賛	否	議案第3号	の件	原案に	賛	否	議案第4号	の件	原案に	賛	否	議案第5号	の件	原案に	賛	否
議案第1号	の件	原案に	賛・否																																											
議案第2号	の件	原案に	賛・否																																											
議案第3号	の件	原案に	賛・否																																											
議案第4号	の件	原案に	賛・否																																											
議案第5号	の件	原案に	賛・否																																											
議案第1号	の件	原案に	賛	否																																										
議案第2号	の件	原案に	賛	否																																										
議案第3号	の件	原案に	賛	否																																										
議案第4号	の件	原案に	賛	否																																										
議案第5号	の件	原案に	賛	否																																										

18

常例検査の主要な指摘事項に関する報告書

【6頁中1頁】

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>1 法令等遵守に関する事項</p> <p>(1) 水協法及び定款と規約の相違について</p> <p>組合は、定款に基づき、組合運営の細則を定めるものとして、平成3年に「規約」を制定し、総会や理事会等の運営をはじめ組合全般にわたって具体的な事務処理方法等について記載している。こうした「規約」は、組合の組織運営に関する自治法規であるという点において定款と同様であり、それを設けるかどうかは組合の任意であるとはいえ、設けた場合の組合員に対する拘束力もまた、定款と同じであることから、『規約』に定める内容は、法令や定款の定めと矛盾なく整合していることが求められる。</p> <p>しかしながら、今回、この「規約」の内容について検証した結果、以下に示すとおり、少なくない事項で定款とは異なる内容が定めてあることが確認され、組合運営に支障や混乱をきたすおそれがある。</p> <p>については、理事会は、速やかに水協法第33条、定款に定める内容及び今後の組合の運営方針も踏まえ、規約の内容を精査し、総会又は総代会で規約の改廃について諮るとともに、「規約」を改正した場合には、その内容を遵守しながら組合運営に努める必要がある。</p>		

19

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>ア 水協法及び定款の規定と整合していない規約の規定</p> <p>① 総会（総代会）における緊急を要する事項について、規約第 13 条及び第 14 条では、役員改選請求及び定款第 43 条に規定する事項を除き、組合長は追加議案を提出することができ、出席した組合員は動議を提出することができるとしているが、定款第 43 条は、総会（総代会）における書面又は代理人による議決を定める内容となっており、緊急議案については規定していない。</p> <p>② 代表監事について、規約第 27 条第 2 項は、「代表監事は、水協法第 37 条及び第 40 条の規定により、監事が行う事項について組合を代表するものとする。」と定めているが、水協法第 37 条は理事会の議決について、第 40 条は決算関係書類の作成等について定めており、代表監事については規定していない。</p> <p>③ 規約第 5 章の部会について、規約第 30 条は、「定款第 5 条に定めるところにより次の部会をおく。」と定めているが、定款第 5 条は事務所について定めており、定款上、部会を設置する規定は存在しない。</p>	<p>規約を次のとおり改定する。</p> <p>①定款の規定と整合するよう改正します。</p> <p>②定款の規定と整合するよう削除します。</p> <p>①定款の規定と整合するよう削除します。</p>	<p>令和 2 年 8 月総会で改善予定</p> <p>令和 2 年 8 月総会で改善予定</p> <p>令和 2 年 8 月総会で改善予定</p>

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>イ 定款の内容と異なる内容を定める規約の規定</p> <p>① 書面議決書の提出期限について、規約第9条第5項では、総会の会日の前日までを期限としているが、定款第43条第2項では、その期限を総会の開会までとしている。</p> <p>② 理事会の招集者について、規約第22条第2項では、理事の3分の1以上の者から、理事会の招集請求があったとき、組合長は臨時理事会を招集しなければならないとしているが、定款第46条第3項では、必要があるときは、理事はいつでも、組合長に対し理事会の招集を請求することができる定め、また、同条第4項では、当該理事会の招集通知が発せられないときは、前項の請求をした理事が自ら理事会を招集できると定めている。</p> <p>③ 理事会の招集手続について、規約第23条第1項では、「組合長は、理事会を招集しようとするときには、その会日から5日前までに（略）通知してこれをしなければならない。」と定めているが、定款第47条第1項では、「理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに（略）その通知を発してなければならない。」と定めている。</p>	<p>規約を次のとおり改定する。</p> <p>①定款の規定と整合するよう改正します。</p> <p>②定款の規定と整合するよう改正します。</p> <p>③定款の規定と整合するよう改正します。</p>	<p>令和2年8月総会で改善予定</p> <p>令和2年8月総会で改善予定</p> <p>令和2年8月総会で改善予定</p>

1

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>(2) 組合員資格審査について</p> <p>組合員の資格審査については、組合自治が適正に機能するための重要な措置として、定款及び資格審査規程に基づき、公正かつ適正に実施する必要がある。</p> <p>しかしながら、令和元年（2019年）11月15日に開催された組合員資格審査委員会（以下、「資格審査委員会」という。）では、河川において水産動植物の採捕又は養殖をする個人については、準備日数は加算できない（資格審査規程第16条第4項）にもかかわらず、自ら記入した5日～7日の準備日数が加算されており、その結果、採捕日数が超えていなくても、正組合員としている例が少なからず認められた。また、理事会は、こうした資格審査委員会による審査の実態を見逃したまま、これらの者を正組合員と認めている。</p> <p>については、理事会及び資格審査委員会は、定款及び資格審査規程を再確認するとともに、これらを遵守した厳格な審査を徹底するための具体的な措置を取る必要がある。</p>	<p>準備日数を記入する項目を削除します。</p>	<p>令和2年11月開催予定の資格審査から改善予定</p>

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>(3) 加入事務手数料の徴収について</p> <p>組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき、現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない（水協法第25条）。従って、新規の加入申込者に対し、事務の処理に必要な手数料として「加入事務手数料」を徴する場合には、これを定款で定める（水協法第32条第1項第5号）必要がある。</p> <p>しかしながら、組合は、前回（平成27年度（2015年））常例検査で、この加入事務手数料を徴収する根拠を定めていないと指摘されていたにもかかわらず、何ら対応を行わないまま、現在に至るまで漫然と加入事務手数料（3,000円）を徴収している。</p> <p>については、理事会は、今後も加入事務手数料の徴収を継続するかどうかを早急に検討し、徴収を続ける場合には、定款の改正等必要な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>定款を次のとおり改定する。 加入事務手数料を徴収するよう定款を改正します。</p>	<p>令和2年8月総会で改善予定</p>

検査指摘事項	改善状況	改善の時期
<p>2 経営管理態勢の確保に関する事項</p> <p>(1) 部会の体制について</p> <p>組合では、定款上にその根拠はないものの、規約第30条に基づき、実際に4つの部会が設置され、当該部会は、内水面漁協に義務付けられている水産動植物の増殖等を担うとともに、それらの活動に必要な予算も組合から配分され、独立した会計を備えるなど、組合の支部にも相当するような機関となっている。</p> <p>しかしながら、規約第31条で部会の設置目的を「組合の民主的にして健全なる発展に資すること」と謳う一方で、各部会の運営について、部会には総会が設置されておらず、各地区の総代を中心とした部会総代会に権限が集中しており、当該地区に所属する組合員には、部会の運営に関与する機会が一切確保されていない。</p> <p>については、理事会はこうした部会の体制や運営のあり方について抜本的な検討を行い、組合員の意思が部会の運営に適切に反映されるよう改善を図っていく必要がある。</p>	<p>規約を次のとおり改定する。</p> <p>定款の規定と整合するよう削除します。</p>	<p>令和2年8月総会で改善予定</p>